

令和7年度秋田県介護支援専門員実務研修受講試験 実施の御案内

社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会

介護支援専門員実務研修受講試験は、介護保険制度のもとで要介護者等の相談に応じ、サービス提供者との連絡調整や、居宅サービス計画（ケアプラン）の作成等の役割を担う介護支援専門員を養成するための実務研修を実施するに当たり、事前に必要な基礎的知識を有していることを確認するために行うものです。

1 試験日時及び会場

- ◆日 時 令和7年10月12日（日） 午前10時から正午まで
- ◆会 場 ノースアジア大学

2 試験内容

介護保険制度に関する基礎的知識、要介護認定及び要支援認定に関する基礎的知識及び技能、居宅サービス計画及び施設サービス計画に関する基礎的知識及び技能、保健医療サービス及び福祉サービスに関する基礎的知識及び技能等。

3 受験手数料

10,800円

（「受験の手引」に同封されている所定の用紙で郵便振替又は銀行振込により納入のこと）

4 受験申込手続き及び「受験の手引」の請求

受験を希望する方は、社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会から「受験の手引」を取り寄せ、この手引に従って本会へお申込みください。（配付は5月16日（金）からです。）

なお、「受験手引」は次の（1）及び（2）により請求ください。現金での販売はいたしません。
郵便振替による請求のみとなりますので、お間違のないように御注意ください。

（1）郵便振替による送金

ゆうちょ銀行に備え付けの払込取扱票（青色の用紙）を使用し、1部につき750円と送料450円を郵便振替により送金してください。

（必要部数分の金額 + 送料）

7部以上の場合、宅急便の着払いで送付しますので、手引の料金のみ送金してください。

入金を確認次第、発送します。

送料の450円とは別に、送金に係る手数料がかかります。

なお、ゆうちょ銀行備え付けのATMもご利用いただけます。

「受験の手引」がお手元に届くまで時間を要しますので、早めに手続きをお願いします。

口座番号等

振替口座 02240-5-142678

加入者名 社会福祉法人秋田県社会福祉協議会

(2) 払込取扱票（青色の用紙）の「通信欄」への記入
払込取扱票通信欄に次の①～⑤を記入してください。

- ① 令和7年度介護支援専門員受験の手引
- ② 手引（750円×___部）+送料（450円）=振込金額（_____円）
※7部以上購入する場合は手引の料金のみ送金してください。
- ③ 送付先住所（番地、アパート名等もしっかり記載してください。）
- ④ 送付先氏名
- ⑤ 9時～17時に連絡可能な電話番号（携帯電話番号等）
〔電話番号がないと送付できませんので、忘れずに記載してください。
不備等があった場合、018-824-3666 から連絡します。〕

※購入例

購入部数	手引の代金	送料	合計金額
1部	750円	450円	1,200円
2部	1,500円	450円	1,950円
3部	2,250円	450円	2,700円
4部	3,000円	450円	3,450円
5部	3,750円	450円	4,200円
6部	4,500円	450円	4,950円

※「受験の手引」は一人の申込みにつき1部必要です。（実務経験証明書を複数枚提出する方は、手引内の様式をコピーしてお使いいただけます。）

※7部以上購入の場合は、宅急便の着払いにて送付しますので、「受験の手引」の料金のみ送金してください。

※「受験の手引」が必要な方は、令和7年6月27日（金）までに送金してください。

5 受験資格

次の（1）から（5）に掲げる資格要件を満たす方で、受験申込時点で勤務地が秋田県にある方とします。

ただし、現在（1）から（5）に記載の業務に従事していない場合は、受験申込時点で住所地が秋田県にある方とします。

なお、複数の都道府県で受験することはできません。

（1）次の①から⑯の資格を有するもので、登録後、実務経験が5年以上、かつ、当該業務に従事した日数が900日以上の者。

- ①医師、②歯科医師、③薬剤師、④保健師、⑤助産師、⑥看護師、⑦准看護師、⑧理学療法士、⑨作業療法士、⑩社会福祉士、⑪介護福祉士、⑫視能訓練士、⑬義肢装具士、⑭歯科衛生士、⑮言語聴覚士、⑯あん摩マッサージ指圧師、⑰はり師・きゅう師、⑱柔道整復師、⑲栄養士（管理栄養士を含む）、⑳精神保健福祉士

（2）生活相談員として、（地域密着型）特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）・（地域密着型）介護老人福祉施設における相談援助業務に従事した期間が5年以上あり、かつ、従事した日数が900日以上ある者。

（3）支援相談員として、介護老人保健施設における相談援助業務に従事した期間が5年以上あり、かつ、従事した日数が900日以上ある者。

（4）相談支援専門員として、障害者総合支援法第5条第18項及び児童福祉法第6条の2第7項に規定する計画相談支援、または、障害児相談支援業務に従事した期間が5年以上あり、かつ、従事した日数が900日以上ある者。

(5) 主任相談支援員として、生活困窮者自立支援法第2条第2項に規定する生活困窮者自立支援に従事した期間が5年以上であり、かつ、従事した日数が900日以上である者。

6 受験申込受付期間

令和7年6月2日（月）～7月8日（火）（当日消印有効）

記入した受験申込書等は、簡易書留郵便で社会福祉法人秋田県社会福祉協議会宛に郵送してください。

（持参での受付はいたしません。必ず簡易書留郵便でお申込みください。）

7 受験票の送付など

受験票の送付……………令和7年9月中旬送付予定

試験結果通知及び実務研修開催要綱等の送付……………令和7年11月下旬送付予定

8 実務研修の実施

介護支援専門員を養成するために、介護支援専門員実務研修受講試験合格者を対象として、令和7年12月から令和8年3月までの期間で、前期・後期合計16日間（予定）の実務研修をオンラインで実施する予定です。（オンライン受講が難しい方は秋田市内の会場に参集いただきます。）なお、研修の最終日のみ全員集合研修の予定です。

9 実務研修修了証明書の交付及び介護支援専門員証の申請

実務研修修了証明書は実務研修終了後に交付する予定です。介護支援専門員証の交付には、別途県への申請が必要です。

10 その他

身体に障害がある等の理由で、受験に際し配慮の必要な方は「受験の手引」請求時に申し出てください。

◆「受験の手引」請求先・受験申込先・お問い合わせ先

社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会
施設振興・人材・研修部 介護支援専門員養成事業担当
〒010-0922 秋田市旭北栄町1番5号（社会福祉会館内）
TEL 018-824-3666（担当直通） FAX 018-864-2840
平日の9時から17時まで

払込取扱票 記入例

口座番号を記入してください。

「02240-5-142678」

加入者名を記入してください。

「社会福祉法人秋田県社会福祉協議会」

払込取扱票	
00	口座記号
口座記号、番号はお間違えのないよう記入してください。	
※ 0 2 2 4 0 5	※ 1 4 2 6 7 8
加入者名 ※ 社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会	金額 料金 備考
各票の※印欄は、ご依頼人様において記入ください。	千 百 十 万 千 百 十 円
※ 通 信 欄	※ 手引 (750円×_部) + 送料 (____円) = 振込金額 (____円)
送付先住所 ※ おところ ※ おなまえ ※ ご依頼人	送付先氏名 (ふりがな)
9~17時の連絡先電話番号 (ご連絡先電話番号)	日 様 附 印
ご依頼人欄に、おところ・おなまえをご記入ください。 これより下部には何も記入しないでください。	

送付先の郵便番号、住所、氏名、連絡先電話番号を必ず明記してください。

なお、連絡先電話番号は、9時から17時までに連絡が取れる電話番号を記載してください。(不備等があった場合 018-824-3666 から連絡します。)

振込金額を記入してください。

6部までの購入の場合 (1部 750円) 部数分 + 送料 (450円)

7部以上の購入の場合は、宅急便の着払いにて送付しますので、手引の料金のみ送金してください。

振替払込請求書兼受領証

振替払込請求書兼受領証	
00	口座記号番号
※ 0 2 2 4 0 5	※ 1 4 2 6 7 8
加入者名 ※ 社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会	金額 料金 備考
※ おなまえ ※ ご依頼人	日 様 附 印
料金 備考	日 附 印

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。
切り取らないでお出しください。

「受験の手引」の送付は、令和7年6月27日(金)までに送金された方が対象となりますので、「受験の手引」を必要とする方は、期限までに手続きをしてください。

送料の450円とは別に、送金に係る手数料がかかります。

「令和7年度介護支援専門員受験の手引き」と必要部数、振込金額を明記してください。

※記入例：1部購入する場合

令和7年度 介護支援専門員受験の手引

手引 (750円×1部) + 送料 450円 = 振込金額 1,200円